

## 定例会補正予算議案の審査方法(※3月定例会を除く)

### 1 予算議案を所管する常任委員会の設置

- 名称は「予算委員会」とする。
- 委員定数は23名(議長を除く全議員)とする。
- 所管事項は「予算議案に関する事項」とする。

### 2 予算委員会の運営方法【審査フローを参照】

- ① 分科会形式で実施する。
- ② 分科会は、他の常任委員会ごとに、それぞれ企画総務分科会、市民福祉分科会、環境文教分科会、都市建設分科会の4分科会とする。
- ③ 分科会は、各常任委員会の所管に係る議案を所管する。
- ④ 分科会委員は、各常任委員会の委員とする。
- ⑤ 委員長は、委員会(分科会を含む)の議事を整理する。
- ⑥ 分科会は、所管議案を審査する場合に開催するものとし、都市建設、市民福祉、環境文教、企画総務の順に、各常任委員会終了後に開催する。  
ただし、開催されない常任委員会がある場合、当該委員会と同日程で開催する。
- ⑦ 修正案は、会期中の当委員会初日の前日、午後5時までに文書で委員長に提出し、所管する分科会で審査する。
- ⑧ 分科会での審査は、まず、分科会委員による質疑等を行い、質疑等終了後、分科会外委員による質疑等を行い、採決を行わない。
- ⑨ 分科会の質疑等では、分科会委員に同党派・党派の委員がいる場合は、党派・党派内で意見を交換し、極力、分科会委員が発言するよう意見集約する。  
無党派議員は、分科会委員の質疑等と重複しないように留意する。
- ⑩ 採決は、会期中の最終分科会での質疑等終了後、休憩し、議案に係る理事者及び各部長出席のもと、再開して行う。

### 3 議案の審査方法【審査フローを参照】

#### (1) 質疑等

- ① 議題の宣告(各分科会)  
※修正案が提出された場合、修正案も一括して審査する。
- ② 分科会委員による質疑等(各分科会)
- ③ 分科会外委員による質疑等(各分科会)
- ④ 質疑等終了後、採決を行わない(各分科会)

#### (2) 採決

最終分科会の質疑等終了後、休憩し、席替えの後、再開して行う。

#### (3) 説明員の出席

- ① 議案の質疑  
議案に関する理事者及び各部局の管理職の合計30人までの出席を求める。
- ② 採決  
議案に関する理事者及び各部長の出席を求める。

## 予算委員会審査フロー(例)

### 都市建設分科会 都市建設委員会終了後

- 予算委員会(都市建設分科会)開会
- 傍聴と写真撮影の確認
- 審査事項(付託議案)を一括議題
- 都市建設委員会所管分の審査
  - ・平成〇〇年度一般会計補正予算(第〇回)(都市建設委員会所管分)
    - 分科会委員質疑等 → 分科会外委員質疑等
  - ・平成〇〇年度公共施設整備基金特別会計補正予算(第〇回)
    - 分科会委員質疑等 → 分科会外委員質疑等
  - ⋮
  - ・平成〇〇年度下水道事業特別会計補正予算(第〇回)
    - 分科会委員質疑等 → 分科会外委員質疑等 → 散会  
(最終分科会となる場合、休憩し、採決)

### 市民福祉分科会 市民福祉委員会終了後

- 予算委員会(市民福祉分科会)再開
- 市民福祉委員会所管分の審査
  - ・平成〇〇年度一般会計補正予算(第〇回)(市民福祉委員会所管分)
    - 分科会委員質疑等 → 分科会外委員質疑等
  - ・平成〇〇年度介護保険特別会計補正予算(第〇回)
    - 分科会委員質疑等 → 分科会外委員質疑等
  - ⋮
  - ・平成〇〇年度病院事業会計補正予算(第〇回)
    - 分科会委員質疑等 → 分科会外委員質疑等 → 散会  
(最終分科会となる場合、休憩し、採決)

### 環境文教分科会 環境文教委員会終了後

- 予算委員会(環境文教分科会)再開
- 環境文教委員会所管分の審査
  - ・平成〇〇年度一般会計補正予算(第〇回)(環境文教委員会所管分)
    - 分科会委員質疑等 → 分科会外委員質疑等 → 散会  
(最終分科会となる場合、休憩し、採決)

### 企画総務分科会 企画総務委員会終了後

- 予算委員会(企画総務分科会)再開
- 企画総務委員会所管分の審査
  - ・平成〇〇年度一般会計補正予算(第〇回)(企画総務委員会所管分)
    - 分科会委員質疑等 → 分科会外委員質疑等 → 休憩

### 採決 全議案質疑等終了後

- 委員会再開(議案に関係する理事者及び各部長出席)
- 審査事項(付託議案)を個別に採決
- 委員会閉会